

陳 情 文 書 表

令 3 陳 情 第 7 号	令 和 3 年 5 月 2 0 日 受 理
件 名	子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情
陳 情 者	平塚市浅間町 1 2 - 4 1 中地区教職員組合 執行委員長 小嶋 豊綱
陳 情 の 要 旨	
<p>中地区教職員組合では、子どもたちに豊かな学びを保障するとともに教育を取り巻く環境の一層の充実を願い、「子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会」に結集し、少人数学級の実現をはじめとした教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充に向け、取組を進めてきました。</p> <p>公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。少人数学級の必要性は、中学校においても変わらないことから、小学校にとどまることなく実施を進めていくことが必要です。さらに、きめ細やかな指導を行うために、今後は30人学級の実現が不可欠です。これら「中学校における少人数学級の必要性」や「30人学級の実現」は、昨年度の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に関わる文部科学大臣の国会答弁の中でも言及されています。</p> <p>昨年から続く感染症対策は、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保を困難なものにしています。加えて、新型コロナウイルス感染症が子どもの心へ与えている影響は大きく、現場教職員からは子どもたちの異変に対する心配の声が聞かれます。こういった状況の中、教職員には一人ひとりに寄り添った対応が求められます。しかし、教職員の多忙化は深刻であり、子どもたちに向き合う時間の確保にもつながるスクール・サポート・スタッフやICT支援員、子どもたちに様々な視点から関わるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、学校を支えるスタッフの配置は不十分な状況です。</p>	

これら子どもの心のケアや新たな教育課題への対応等のためには、必要な人員の加配や少数職種を増員するなど教職員定数改善が不可欠です。また、その実現に当たっては、必要な財源を国が保障することによって、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが必要です。

子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充について、国に対して地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、30人学級の実現に向けて検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子どもと向き合う時間を確保するために、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 スクール・サポート・スタッフやGIGAスクールサポーター、ICT支援員等の配置の拡充のための必要な財源の保障を行うこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。